

地区医師会との懇談会を開催

ご出席とアンケートのご協力を

伏見医師会と懇談

多様な考えには別の切り口で対抗

12月3日 伏見医師会館

地区医師会との懇談会 2026年1月の開催予定

宇治久世
1月14日(水) 14時30分~16時
うじ安心館・ウェブ
(ハイブリッド開催)

左京

1月17日(土) 15時~16時30分
ウェスティン都ホテル京都
西館・比叡の間
(東山区粟田口花頂町1)

西京

1月30日(金) 14時~16時
桜原公会堂1階 大会議室
(西京区桜原下ノ町8)

国会行動

地域医療を支える 診療報酬を



国会前で窮状を訴える参加者

行動に協会事務局が参加した。現場からの声や実情をた。現場からの声や実情を
政黨・国議員に伝え、医療機関に対する緊急財政措
置、26年診療報酬改定での
価格のため同様にはできない。早急に財政措置が必
要」「近隣病院が赤字に
陥っている。地域医療を支
えられるだけの診療報酬を
求めたい」と医療現場の窮
状を訴えた。

かかりつけ医機能 報告制度の報告開始

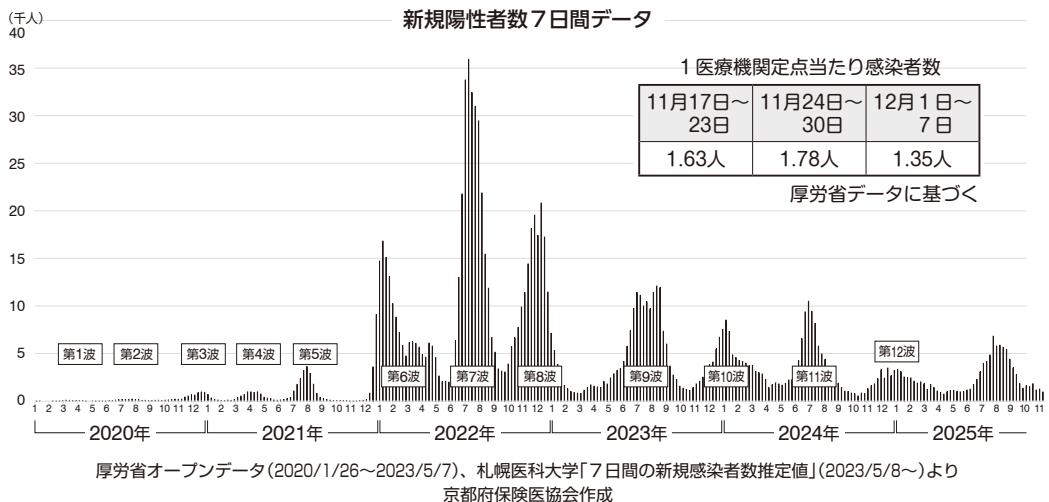
11月20日、全国保険医団
体連合会が全国の保険医協
会・医会に呼び掛けた国会

会

・医会に呼び掛けた国会

会

京都府の新型コロナウィルス感染症の発生動向



Q、10月から在宅自己注射指導管理料を算定している患者がいる。注射薬を長期処方しているため、血糖自己測定器加算は10月に当月・翌月分の2月分を算定した。12月も当月・翌月分の2月分を算定しようとしたところ、レセコンで「3月に3回に限り算定できる制限を超えている」とアラートが出た。算定できな
いのか。

（算定は見直さうつまでは本例では10月・12月）

ん。確かに血糖自己測定器加算は「3月に3回に限り所定点数に加算する」との規定があり、お尋ねのケースでは10・11・12月の3ヶ月間で血糖自己測定器加算を4回分算定している見た目にはなるため、アラートが出たものと思われます。しかし、12月に算定していける2回分は12月分と1月分との重複もなく、3月間

保險診療

3回分を算定する加算の手順は守られていますので、算定できます。

自院オリジナルの接遇研修を開催しませんか



こんなお悩みは
ありませんか？

スタッフの言葉 遣いや患者対応 がバラバラ…

患者からスタッフの態度が横柄だと苦情があった…

マニュアル的、事務的な患者対応になってしまっている

新人スタッフが定着しない、新人教育ができない

- ◆協会の接遇研修で好評の、(株)JAPAN・SIQ協会の講師が医院で研修いたします
- ◆事前に講師と打ち合わせを行い、希望の内容・日時・場所・回数で開催できます
(接遇の基本から、電話応対、ご意見【クレーム】対応、部下・後輩指導まで…)
- ◆スタッフ全員で受講することで、学んだ内容を医院全体の共通認識にできます

研修内容に応じて(目安:2時間あたり6万円+税+講師の交通費)

※教育訓練費として中小企業向け賃上げ促進税制の
「上乗せ要件」の対象です
詳細は協会事務局までお問い合わせ下さい

※教育訓練費として中小企業向け賃上げ促進税制の 「上乗見要件」の対象です

詳細は協会事務局までお問い合わせ下さい

違法とされたのは2013年～2015年に実施された生活保護基準の引き下げであり、その際に厚生労働省が行つた生活扶助費（生活費に該当する部分）の「デフレ調整」という手法が違法であることを裁判官5人全員一致で認めた。

「デフレ調整」は別名「物価偽装」とも言われ、物価の変動率に合わせて生活扶

他にも「ゆがみ調整」の改定問題や物価下落がより強く反映するよう消費者物価指数ではなくパーシエ方程式も併用したことなどの問題点も、裁判運動の中で明らかになつてている。

通常、生活保護基準の改定は社会保障審議会生活保護基準部会に諮るものだ

（憲法13条）の基盤となる「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法25条1項、生活保護法3条）の重要性を軽視し、生活保護法8条2項によって考慮すべき事項を考慮せずに、行つた本引下げを違法として、これに基づく保護費減額処分の取消しを認めたものであり、司法が担う役割を十分に果たしたものと高く評価できる」（日本弁護士連合会会長声明、傍線は筆者）ものである。

から2011年の家電製品やPCの価格の低下を反映して率が下がる仕掛けになつていた（詳細は、白井康彦ほか「生活保護削減のための物価偽装を糾す！」（あけび書房、2014年）。また「いのちのとりで裁判全国アクション」のHPを参照されたい）。判決文では「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程および手続きには、過誤、欠落が「あつた」と厳しく指摘し

江口雅子氏（享年72、中
京西部）11月29日（火）逝去
田代博氏（享年78、右
京）12月11日（火）逝去
謹んで哀悼の意を表します
す。

第12回理事会 1月13日(火)14時

理事会の開催予定 2年1月

対抗軸を探る
-16-

佛教大学教授 岡崎祐司

福社
國家構想
研究會

生活保護裁判の勝利とナショナル・ミニマムのある社会① 「デフレ調整」という違法な手法

は、制度批判に重点があるのではなく、技術的な問題ではなく、受給者への差別や侮辱とそれをテコにした社会の分断を狙った行動である。生保バッシングは昔からあるが、特に2012年に入つて片山さつき議員を中心に国会審議の場で受給者家族の個人の名前を挙げて（それ自体が人権侵害である）、扶養可能なのに家族が生活保護を受給していると攻撃した。そして、2012年12月の総選挙で安倍晋三総裁（当時）が率いる自民党は、公約の中に「生活保護の給付水準を10%引き下げる」と掲げ政権与党に戻った。

